

取調への可視化に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市昭和通一
九九ノ二 榎元京子 外千五百五
十三名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二四三五号 平成二十年四月三十日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市一六区ポー
ルデュビュイ通り二 山城由香
外四十一名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四三六号 平成二十年四月三十日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市一六区ポー
ルデュビュイ通り二 山城由香
外四十名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二四三七号 平成二十年四月三十日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前三ノ二ノ二五
北村恵子 外三十二名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二〇四〇号と同じである。

五月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、検察・警察による取調への全面可視化等、
検察・警察捜査と刑事司法システムの適正化
に関する請願(第二四七五号)

第二四七五号 平成二十年五月八日受理

検察・警察による取調への全面可視化等、検察・

警察捜査と刑事司法システムの適正化に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一一ノ七
ノ八〇六 南丘喜八郎 外十名

紹介議員 山内 俊夫君

鹿児島県志布志市での選挙違反事件や富山県での強姦冤罪事件等、警察・検察による不当な捜査や取調への冤罪が相次いでいるが、こうした事件は、密室での取調べで警察がためらぬ調書を作り上げたこと等によつて起きたもので、本来は警察捜査をチェックすべき検察も事件捏造に加担していたことが分かつている。にもかかわらず、裁判も検察の主張を追認することだけに堕しており、取調べで容疑事実を否認する限りは保釈も認めない人質司法等、日本の刑事司法における問題点は山積している。こうした現状を改善するためには、刑事司法システム全体の抜本的な立て直しが急務であるが、当面の改善策としては、取調べを録音・録画する取調べの可視化が検察・警察の不当な捜査の歯止めとなる。しかし、一部事件での導入にとどまるなら、問題点が改善されないばかりか、検察・警察側の不当な立証に都合良い材料として使われるだけである。

二、特に、検察において一部試行が始まっている取調べの可視化については、警察捜査はもちろん、参考人としての聴取なども含めたすべての事件捜査における全面的導入を行うよう、衆参両院における立法努力を行うこと。

五月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険法案

一、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

保険法案

保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 損害保険

第一節 成立(第三条・第七条)

第二節 効力(第八条・第十二条)

第三節 保険給付(第十三条・第二十六条)

第四節 終了(第二十七条・第三十三条)

第五節 傷害疾病損害保険の特則(第三十四条・第三十五条)

第六節 適用除外(第三十六条)

第三章 生命保険

第一節 成立(第三十七条・第四十一条)

第二節 効力(第四十二条・第四十九条)

第三節 保険給付(第五十条・第五十三条)

第四節 終了(第五十四条・第六十五条)

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立(第六十六条・第七十条)

第二節 効力(第七十一条・第七十八条)

第三節 保険給付(第七十九条・第八十二条)

第四節 終了(第八十三条・第九十四条)

第五章 雑則(第九十五条・第九十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

保険法案

保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 損害保険

第一節 成立(第三条・第七条)

第二節 効力(第八条・第十二条)

第三節 保険給付(第十三条・第二十六条)

第四節 終了(第二十七条・第三十三条)

第五節 傷害疾病損害保険の特則(第三十四条・第三十五条)

第六節 適用除外(第三十六条)

第三章 生命保険

第一節 成立(第三十七条・第四十一条)

第二節 効力(第四十二条・第四十九条)

第三節 保険給付(第五十条・第五十三条)

第四節 終了(第五十四条・第六十五条)

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立(第六十六条・第七十条)

第二節 効力(第七十一条・第七十八条)

第三節 保険給付(第七十九条・第八十二条)

第四節 終了(第八十三条・第九十四条)

第五章 雑則(第九十五条・第九十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他のいかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保

險給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。

二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。

三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に關し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。

六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶発の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。

七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によつて生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)をてん補することを約するものをいう。

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に關し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

第二章 損害保険

第一節 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

第一条 成立

（損害保険契約の目的）

第三条 損害保険契約は、金銭に見積もることが
できる利益に限り、その目的とすることができ
る。

（告知義務）

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損
害保険契約の締結に際し、損害保険契約により
てん補することとされる損害の発生の可能性
（以下この章において「危険」という。）に関す
る重要な事項のうち保険者になる者が告知を求
めたもの（第二十八条第一項及び第二十九条第
一項において「告知事項」という。）について、
事実の告知をしなければならない。

（遡及保険）

第五条 損害保険契約を締結する前に発生した保
険事故（損害保険契約によりてん補することと
される損害を生ずることのある偶然的事故とし
て当該損害保険契約で定めるものをいう。以下
この章において同じ。）による損害をてん補する
旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の
申込み又はその承諾をした時において、当該保
険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生し
ていることを知っていたときは、無効とする。

2 損害保険契約の申込みの時より前に発生した
保険事故による損害をてん補する旨の定めは、
保険者又は保険契約者が当該損害保険契約の申
込みをした時において、当該保険者が保険事故
が発生していないことを知っていたときは、無
効とする。

（損害保険契約の締結時の書面交付）

第六条 保険者は、損害保険契約を締結したとき
は、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる
事項を記載した書面を交付しなければならない
い。

- 一 保険者の氏名又は名称
- 二 保険契約者の氏名又は名称
- 三 被保険者の氏名又は名称その他の被保険者
を特定するために必要な事項
- 四 保険事故

五 その期間内に発生した保険事故による損害
をてん補するものとして損害保険契約で定め
る期間

六 保険金額（保険給付の限度額として損害保
険契約で定めるものをいう。以下この章にお
いて同じ。）又は保険金額の定めがないときは
その旨

七 保険の目的物（保険事故によって損害が生
ずることのある物として損害保険契約で定め
るものをいう。以下この章において同じ。）が
あるときは、これを特定するために必要な事
項

八 第九条ただし書に規定する約定保険価額が
あるときは、その約定保険価額

九 保険料及びその支払の方法

十 第二十九条第一項第一号の通知をすべき旨
が定められているときは、その旨

十一 損害保険契約を締結した年月日

十二 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体
にあつては、その代表者）が署名し、又は記名
押印しなければならない。

（強行規定）

第七条 第四条の規定に反する特約で保険契約者
又は被保険者に不利なものと及び第五条第二項の
規定に反する特約で保険契約者に不利なもの
は、無効とする。

（第三者のためにする損害保険契約）

第八条 被保険者が損害保険契約の当事者以外の
者であるときは、当該被保険者は、当然に当該
損害保険契約の利益を享受する。

（超過保険）

第九条 損害保険契約の締結の時において保険金
額が保険の目的物の価額（以下この章において
「保険価額」という。）を超えていたことにつき
保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過
失がなかったときは、保険契約者は、その超過
部分について、当該損害保険契約を取り消すこ
とができる。ただし、保険価額について約定し
た一定の価額（以下この章において「約定保険
価額」という。）があるときは、この限りでない。
（保険価額の減少）

第十条 損害保険契約の締結後に保険価額が著し
く減少したときは、保険契約者は、保険者に対
し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価
額については減少後の保険価額に至るまでの減
額を、保険料についてはその減額後の保険金額
に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ
請求することができる。

（危険の減少）

第十一条 損害保険契約の締結後に危険が著しく
減少したときは、保険契約者は、保険者に対し
将来に向かって、保険料について、減少後の当
該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請
求することができる。

（強行規定）

第十二条 第八条の規定に反する特約で被保険者
に不利なものと及び第九条本文又は前二条の規定
に反する特約で保険契約者に不利なものは、無
効とする。

（損害の発生及び拡大の防止）

第十三条 保険契約者及び被保険者は、保険事故
が発生したことを知ったときは、これによる損
害の発生及び拡大の防止に努めなければならない
い。

（損害発生後の通知）

第十四条 保険契約者又は被保険者は、保険事故
による損害が生じたことを知ったときは、遅滞
なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなけ
ればならない。

（損害発生後の保険の目的物の減失）

第十五条 保険者は、保険事故による損害が生じ
た場合には、当該損害に係る保険の目的物が当
該損害の発生後に保険事故によらずに減失した
ときであっても、当該損害をてん補しなければ
ならない。

（火災保険契約による損害てん補の特則）

第十六条 火災を保険事故とする損害保険契約の
保険者は、保険事故が発生していないときで
あつても、消火、避難その他の消防の活動のた
めに必要な処置によつて保険の目的物に生じた
損害をてん補しなければならない。

（保険者の免責）

第十七条 保険者は、保険契約者又は被保険者の
故意又は重大な過失によつて生じた損害をてん
補する責任を負わない。戦争その他の変乱によ
つて生じた損害についても、同様とする。

2 責任保険契約（損害保険契約のうち、被保険
者が損害賠償の責任を負うことによつて生ずる
ことのある損害をてん補するものをいう。以下
同じ。）に関する前項の規定の適用については、
同項中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故
意」とする。

（損害額の算定）

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害
の額（以下この章において「てん補損害額」と
いう。）は、その損害が生じた地及び時における
価額によつて算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、
当該約定保険価額によつて算定する。ただし、
当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるこ
ときは、てん補損害額は、当該保険価額によつて
算定する。

（一部保険）

第十九条 保険金額が保険価額（約定保険価額が
あるときは、当該約定保険価額）に満たないこ
ときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該
保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補
損害額に乗じて得た額とする。

（重複保険）

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害
について他の損害保険契約がこれをてん補する
こととなつている場合においても、保険者は、
てん補損害額の全額（前条に規定する場合に
あつては、同条の規定により行うべき保険給付

の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額(各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。)を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分(他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乘じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

(保険給付の履行期)

第二十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(責任保険契約についての先取特権)

第二十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求

権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用は、保険者の負担とする。

一 てん補損害額の算定に必要な費用

二 第十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

(残存物代位)

第二十四条 保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行ったときは、当該保険給付の額の保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。

(請求権代位)

第二十五条 保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちのいずれか少ない額を限度と

して、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。)について当然に被保険者に代位する。

一 当該保険者が行った保険給付の額

二 被保険者債権の額(前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(強行規定)

第二十六条 第十五条、第二十一条第一項若しくは第三項又は前二条の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)

第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 損害保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。

以下「保険媒介者」という。)が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因を知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)

第二十九条 損害保険契約の締結後に危険増加(告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第三十一条第二項第二号において同じ。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、当該損害保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「損害保険契約の締結の時」とあるの

は、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

(保険料の返還の制限)

第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合

り消した場合

二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第三十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効とする。

2 前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第五節 傷害疾病損害保険の特則

(被保険者による解除請求)

第三十四条 被保険者が傷害疾病損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、

保険契約者に対し、当該保険契約者との間に別段の合意がある場合を除き、当該傷害疾病損害保険契約を解除することを請求することができる。

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病損害保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病損害保険契約を解除することができる。

(傷害疾病損害保険契約に関する読替え)

第三十五条 傷害疾病損害保険契約における第一節から前節までの規定の適用については、第五

条第一項、第十四条、第二十一条第三項及び第二十六条中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、その相続人)」と、第五条第一項中「保険事故が発生している」とあるのは「保険事故による損害が生じている」と、同条第二項中「保険事故が発生していない」とあるのは「保険事故による損害が生じていない」と、第十七条第一項、第三十条及び第三十二条第一号中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約に

あつては、被保険者又はその相続人)」と、第二十五条第一項中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、その相続人。以下この条において同じ。)」が、第三十二条第二号中「保険事故の発生」とあるのは「保険事故による損害が生じている」と、第三十三条第一項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十一条」と、「不利なもの」とあるのは「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、被保険者又はその相続人)に不利なものは」とする。

第六節 適用除外

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第八

百十五條第一項に規定する海上保険契約

二 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

三 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約(傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く)。

第三章 生命保険

第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故(被保険者の死亡又は一定の時点における生存をい

う。以下この章において同じ。)の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

(被保険者の同意)

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(遡及保険)

第三十九条 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該死亡保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とする。

(生命保険契約の締結時の書面交付)

第四十条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称
二 保険契約者の氏名又は名称
三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
五 保険事故
六 その期間内に保険事故が発生した場合に保

險給付を行うものとして生命保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十 生命保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

十二 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

（強行規定）

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

（第三者のためにする生命保険契約）

第四十二条 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

（保険金受取人の変更）

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができ

る。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができ

る。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない。

（保険金受取人の変更についての被保険者の同意）

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（保険金受取人の死亡）

第四十六条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

（保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意）

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（保険事故が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（危険の減少）

第四十八条 生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

（強行規定）

第四十九条 第四十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

（被保険者の死亡の通知）

第五十条 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（保険者の免責）

第五十一条 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

一 被保険者が自殺をしたとき。

二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四 戦争その他の変乱によつて被保険者が死亡したとき。

（保険給付の履行期）

第五十二条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日の後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（強行規定）

第五十三条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

（告知義務違反による解除）

第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

（告知義務違反による解除）

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

一 生命保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因を知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（危険増加による解除）

第五十六条 生命保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第五十九条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該生命保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該生命保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該生命保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「生命保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)
第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約(第一号の場合にあつては、死亡保険契約に限る。)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

(被保険者による解除請求)
第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができる。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

三 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三十八条の同意をするに当たつて基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該

死亡保険契約を解除することができる。
(解除の効力)
第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

(契約当事者以外の者による解除の効力等)
第六十条 差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約(第六十三条に規定する保険料積立金があるものに限る。次項及び次条第一項において同じ。)の当事者以外の者で当該死亡保険契約の解除をすることができるもの(次項及び第六十二条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除

は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第六十一条 死亡保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができる。

2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。

第六十二条 第六十条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じたこととなるまでの間に保険事故が発生したこ

とにより保険者が保険給付を行うべきときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。
(保険料積立金の払戻し)
第六十三条 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時ににおける保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第五十一条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第五十四条又は第五十八条第二項の規定による解除

三 第五十六条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効

(保険料の返還の制限)
第六十四条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 死亡保険契約が第三十九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第六十五条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

- 一 第五十五条第一項から第三項まで又は第五十六条第一項 保険契約者又は被保険者
- 二 第五十七条又は第五十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人
- 三 前二条 保険契約者

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立

(告知義務)

第六十六条 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付事由(傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。以下この章において同じ。)の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第八十四条第一項及び第八十五条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

(被保険者の同意)

第六十七条 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(過及保険)

第六十八条 傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時において、

当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知っていたときは、無効とする。

2 傷害疾病定額保険契約の申込みの時より前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込みをした時において、当該保険者が給付事由が発生していないことを知っていたときは、無効とする。

(傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付)

第六十九条 保険者は、傷害疾病定額保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 保険者の氏名又は名称
- 二 保険契約者の氏名又は名称
- 三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
- 五 給付事由
- 六 その期間内に傷害疾病又は給付事由が発生した場合に保険給付を行うものとして傷害疾病定額保険契約で定める期間
- 七 保険給付の額及びその方法
- 八 保険料及びその支払の方法
- 九 第八十五条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨
- 十 傷害疾病定額保険契約を締結した年月日
- 十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第七十条 第六十六条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第六十八条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

(第三者のためにする傷害疾病定額保険契約)

第七十一条 保険金受取人が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該傷害疾病定額保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第七十二条 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第七十三条 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができ。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第七十四条 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(保険金受取人の死亡)

第七十五条 保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第七十六条 保険給付を請求する権利の譲渡又は

当該権利を目的とする質権の設定(給付事由が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(危険の減少)

第七十七条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(強行規定)

第七十八条 第七十一条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

(給付事由発生時の通知)

第七十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知をしなければならない。

(保険者の免責)

第八十条 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
- 二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前二号に掲げる場合を除く。)
- 四 戦争その他の変乱によつて給付事由が発生したとき。

(保険給付の履行期)

第八十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、給付事由、保険者が免

責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが傷害疾病定額保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求に係る給付事由の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(強行規定)
第八十二条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)

第八十三条 保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第八十四条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 傷害疾病定額保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に對し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき。

告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)

第八十五条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第八十八条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該傷害疾病定額保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該傷害疾病定額保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかったこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「傷害疾病定額保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第八十六条 保険者は、次に掲げる事由がある場合

合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険者に当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として給付事由を発生させ、又は発生させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由（被保険者による解除請求）

第八十七条 被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。

一 第六十七条第一項ただし書に規定する場合（同項の同意がある場合を除く。）

二 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

三 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

四 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第六十七条第一項の同意をするに当たつて基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(解除の効力)

第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。

一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかず発生した傷害疾病については、この限りでない。

二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかず発生した傷害疾病については、この限りでない。

三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(契約当事者以外の場合による解除の効力等)

第八十九条 差押債権者、破産管財人その他の傷害疾病定額保険契約（第九十二条に規定する保険料積立金があるものに限る。以下この条から第九十一条までにおいて同じ。）の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができるとき（次項及び同条において「解除権者」という。）がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人（前項に規定する通知の時に、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。）が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたときは、保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に對してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合に

において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができ。

2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。

第九十一条 第八十九条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じないこととなるまでの間に給付事由が発生したことにより保険者が保険給付を行うべき場合において、当該保険給付を行うことにより傷害疾病定額保険契約が終了することとなるときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十二条 保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該傷害疾病定額保険契約に係る保険給付に充てられるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための給付事由の発生率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分という。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第八十条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第八十条又は第八十七条第二項の規定による解除

三 第八十五条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効

(保険料の返還の制限)

第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約

で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者

二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人

三 前二条 保険契約者

第五章 雑則

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(保険者の破産)

第九十六条 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができる。

2 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から三箇月を経過した日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

(旧損害保険契約に関する経過措置)

第三条 第十条、第十一条、第十二条(第十条及び第十一條の規定に反する特約に係る部分に限

る。以下この項において同じ。)、第三十条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第三十一条第一項(第三十条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。及び第二項第三号、第三十三条第一項(第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。並びに第三十六条(第十二条及び第三十三条第一項(第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定は、施行日前に締結された損害保険契約(以下この条において「旧損害保険契約」という。)についても、適用する。

2 旧損害保険契約の保険事故(第五条第一項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後に発生した場合においては、第十五条、第二十一条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十六条(第十五条並びに第二十一条第一項及び第三項(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に反する特約に係る部分に限る。第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第三十六条(第二十六条(第十五条並びに第二十一条第一項及び第三項(第三十五条の規定に反する特約に係る部分に限る。))の規定に反する特約に係る部分に限る。))の規定は、施行日前に締結された損害保険契約(以下この条において「旧損害保険契約」という。))についても、適用する。

3 旧損害保険契約の保険事故が施行日以後に発生した場合には、第二十一条第一項及び第二項の規定を適用する。

4 旧損害保険契約に基づき保険給付を請求する権利(施行日前に発生した保険事故に係るものを除く。)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、第二十二條第三項の規定を適用する。(旧生命保険契約に関する経過措置)

第四条 第四十七条(施行日以後にされた質権の

設定に係る部分に限る。)、第四十八條、第四十九條(第四十八條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第五十七條、第五十九條第一項(第五十七條又は第九十六條第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、及び第二項第三号並びに第六十五條第二項(第五十七條並びに第五十九條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。)、の規定は、施行日前に締結された生命保険契約(次項において「旧生命保険契約」という。))についても、適用する。

2 旧生命保険契約の保険事故(第三十七條に規定する保険事故をいう。))が施行日以後に発生した場合に、第五十二條及び第五十三條の規定を適用する。

3 施行日前に締結された第三十八條に規定する死亡保険契約の解除権者(第六十條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該死亡保険契約を解除した場合には、第六十條から第六十二條までの規定を適用する。

(旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置)

第五條 第七十六條(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第七十七條、第七十八條(第七十七條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第八十六條、第八十八條第一項(第八十六條又は第九十六條第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第二項第三号並びに第九十四條第二号(第八十六條並びに第八十八條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。))の規定は、施行日前に締結された傷害疾病定額保険契約(以下この条において「旧傷害疾病定額保険契約」という。))についても、適用する。

2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由(第六十六條に規定する給付事由をいう。))が施行日以後に発生した場合に、第八十一條及び第八十二條の規定を適用する。

3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者(第八十九條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除した場合には、同条から第九十一條までの規定を適用する。

(保険者の破産に関する経過措置)

第六條 第九十六條の規定は、施行日前に締結された保険契約についても、適用する。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(商法の一部改正)

第一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六百二十九條乃至第六百八十三條 削除

第八百十五條第二項中「前編第十章第一節第一款を「保険法(平成二十年法律第 号)第二章第一節乃至第四節及び第六節並に第二章」に改める。

第八百二十三條中「第六百四十九條第二項」を「保険法第六條第一項」に改める。

第八百三十二條第一項ただし書中「第六百三十六條」を「保険法第九十九條」に改める。

第三編第六章中第八百四十一條の次に次の一條を加える。

第八百四十一條ノ二 本章ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラス

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に締結された保険契約については、保険法(平成二十年法律第 号)附則第三條から第六條までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。

(森林国営保險法の一部改正)

第三條 森林国営保險法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ他ノ保險者ニ對スル權利ノ拋棄ハ政府ノ權利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及第二十一條 削除

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 保險法(平成二十年法律第 号)第四條、第十條、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條第一項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及第二項(第二号ヲ除ク)、第三十二條(第一号ニ係ル部分ニ限ル)並に第九十五條ノ規定ハ本法ニ依ル森林保險ニ之ヲ準用ス

(森林国営保險法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 施行日前に締結された森林保險の保險契約については、なお従前の例による。ただし、次項及び第三項に規定する規定の適用については、次項及び第三項に定めるところによる。

2 前條の規定による改正後の森林国営保險法(次項において「新森林国営保險法」という。))第二十五條の規定(保險法第十條、第三十條並びに第三十一條第一項(同法第三十條の規定による解除に係る部分に限る。))及び第二項第三号の規定を準用する部分に限る。))は、施行日前に締結された森林保險の保險契約についても、適用する。

3 施行日前に締結された森林保險の保險契約の保險事故(森林国営保險法第二條第一項に規定する火災、氣象上の原因による災害及び噴火による災害をいう。))が施行日以後に発生した場合には、新森林国営保險法第二十五條の規定(保險法第十五條及び第二十一條の規定を準用する部分に限る。))を適用する。

(農業災害補償法の一部改正)

第五條 農業災害補償法(昭和十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十條から第六百四十三條まで、第六百四十六條及び第六百六十二條」を「保險法(平成二十年法律第 号)第十一條、第十七條第一項、第二十五條及び第三十二條(第一号に係る部分に限る。))」に改める。

第六百四十四條第五項中「商法第六百三十七條」を「保險法第十條」に改め、同条第六項中「商法第六百三十七條」を「保險法第十條」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六百二十條中「商法第六百三十七條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十七條」を「保險法第四條、第六條、第十條、第十七條第二項、第二十二條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第

設定に係る部分に限る。)、第四十八條、第四十九條(第四十八條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第五十七條、第五十九條第一項(第五十七條又は第九十六條第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第二項第三号並びに第六十五條第二項(第五十七條並びに第五十九條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。))の規定は、施行日前に締結された生命保険契約(次項において「旧生命保険契約」という。))についても、適用する。

2 旧生命保険契約の保険事故(第三十七條に規定する保険事故をいう。))が施行日以後に発生した場合に、第五十二條及び第五十三條の規定を適用する。

3 施行日前に締結された第三十八條に規定する死亡保険契約の解除権者(第六十條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該死亡保険契約を解除した場合には、第六十條から第六十二條までの規定を適用する。

(旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置)

第五條 第七十六條(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第七十七條、第七十八條(第七十七條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第八十六條、第八十八條第一項(第八十六條又は第九十六條第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第二項第三号並びに第九十四條第二号(第八十六條並びに第八十八條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。))の規定は、施行日前に締結された傷害疾病定額保険契約(以下この条において「旧傷害疾病定額保険契約」という。))についても、適用する。

2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由(第六十六條に規定する給付事由をいう。))が施行日以後に発生した場合に、第八十一條及び第八十二條の規定を適用する。

3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者(第八十九條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除した場合には、同条から第九十一條までの規定を適用する。

(保険者の破産に関する経過措置)

第六條 第九十六條の規定は、施行日前に締結された保険契約についても、適用する。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(商法の一部改正)

第一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

「第二節 倉庫營業(第五百九十七條―第六百二十八條)

第十章 保險

第一節 損害保險

第一款 總則(第六百二十九條―第六百六十四條)

第二款 火災保險(第六百六十五條―第六百六十八條)

第三款 運送保險(第六百六十九條―第六百七十二條)

第二節 生命保險(第六百七十三條―第六百八十三條)

百九十七條―第六百八十三條)に、「第八百四十一條」を「第八百四十一條ノ二」に改める。

第二編第十章の章名、同章第一節の節名、同

節第一款から第三款までの款名及び同章第二節の節名を削り、第六百二十九條から第六百八十三條までを次のように改める。

第三部 法務委員会會議録第十号 平成二十年五月二十日 【参議院】

第三十七条第一項に規定する銀行等が荷為替

手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につきを求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

第四十条及び第四十五条中、「において準用する商法第六百六十二条」を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項を削る。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第十一条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の見出しを、「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号第六百四十四条から第六百四十六条まで(告知義務違反による契約の解除等)」を「保険法(平成二十二年法律第 号)第四條、第十一條、第二十八條並びに第三十一條第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(告知義務等)」に改める。

第一百十條の二の次に次の一條を加える。

(超過保険)

第一百十條の三 漁船保険は、組合と組合員との間に漁船保険の保険関係が成立した時において保険金額が当該漁船保険の目的たる漁船の価額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。ただし、当該漁船の価額について約定した一定の価額があるときは、この限りでない。

第一百十一條の六の見出しを、「(商法及び保険法の準用)」に改め、同条中「第六百三十一條から第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條(損害保険の総則)」を「(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「(保険委託)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十三條第一項第一号に係る部分に限る。」、第二十四條及び第二十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「同法」を「商法」に、「第八百三十六條第一項中」を「同法第八百三十六條第一項中」に改める。

第一百十三條の八の見出しを、「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十七條(保険価額の著しい減少)及び第六百六十三條(短期時効)」を「保険法第十條及び第九十五條(保険価額の減少等)」に、「同法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同条第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百十三條の十六第一項中「商法第六百四十四條(告知義務)」を「保険法第二十八條第一項」に改める。

第一百二十一條中「商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百六十二條及び第六百六十三條(損害保険の総則)」を「保険法第八條、第二十二條、第二十五條及び第九十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」に、「商法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五條第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百二十六條中「商法第六百六十三條(短期時効)」を「保険法第九十五條(消滅時効)」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「商法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五條第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百二十六條の六中「並びに商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條(損害保険の総則)」を「(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「(保険委託)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十三條第一項第一号に係る部分に限る。」、第二十四條及び第二十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五條第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百三十八條の十の二第四項中「商法第六百六十一條」を「保険法第二十四條若しくは第二十五條第一項の規定又は第二百一十一條において準用する同法第二十五條第一項」に改める。

第一百三十八條の十一中「商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條(損害保険の総則)」を「保険法第十一條及び第九十五條(告知義務等)」に改め、「中央会が行う普通保険に係る再保険については、商法第六百三十六條及び第六百三十七條(一部保険等)」を削る。

第一百三十八條の二十四第四項中「商法第六百六十一條及び第六百六十二條」を「保険法第二十四條又は第二十五條第一項」に改める。

第一百三十八條の二十一中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二百三十八條の十一において準用する商法第六百六十二條の規定」を削る。

第一百三十八條の二十三中「第二百三十八條の十並びに商法第六百四十六條及び第六百六十三條(特別危険の消滅等)」を「第二百三十八條の十並びに保険法第十一條及び第九十五條(危険の減少等)」に改め、「政府が行う特殊保険に係る再保険については商法第六百三十六條及び第六百三十七條(一部保険等)」の規定を削る。

第一百四十三條の十一第三項中「にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで(損害保険の総則)」を「(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「(保険委託)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十三條第一項第一号に係る部分に限る。」、第二十四條及び第二十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五條第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百四十三條の十八中「第二百三十八條の十まで、第二百三十八條の十の二(第二百四十三條の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。)」を「第二百三十八條の十の二まで」に、「商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條(損害保険の総則)」を「保険法第十一條及び第九十五條(告知義務等)」に改める。

第一百四十三條の十八中「第二百三十八條の十まで、第二百三十八條の十の二(第二百四十三條の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。)」を「第二百三十八條の十の二まで」に、「商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條(損害保険の総則)」を「保険法第十一條及び第九十五條(告知義務等)」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 施行日前に成立した漁船保険事業等(漁船損害等補償法第二條第一号に規定する漁船保険事業等をいう。以下この条において同じ。)又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第五項までに規定する規定の適用については、次項から第五項までに定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下この条において「新漁船損害等補償法」という。)第九條、第二百三十八條の十一、第二百三十八條の二十三、第二百四十三條の十一第三項及び第四項並びに第二百四十三條の十八の規定(これらの規定中保険法第十一條の規定を準用する部分に限る。)並びに新漁船損害等補償法第二百三十三條の八の規定(保険法第十條の規定を準用する部分に限る。)は、施行日前に成立した漁船保

險事業等又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係についても、適用する。

3 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第四項若しくは第七項の事故又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第四百三十三条の三第一号の事故が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第四百三十三条の六、第四百二十六条の六及び第四百三十三条の十一第三項の規定（これらの規定中保険法第十五条の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

4 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第四百三十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第二百一十一条及び第四百三十三条の十一第四項の規定（これらの規定中保険法第二十二條第一項及び第二項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

5 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利（施行日前に発生した漁船損害等補償法第三条第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。）又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利（施行日前に発生した同法第四百三十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。）の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新漁船損害等補償法第二百一十一条及び第四百三十三条の十一第四項の規定（これらの規定中保険法第二十二條第

三項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

（漁船乗組員給与保険法の一部改正）

第十三条 漁船乗組員給与と保険法（昭和二十七年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第九十一条」を「第九十二條」に、「第九十二条」を「第九十三条」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十二条から第六百四十五条まで及び第六百六十三条（損害保険の総則）」を「保険法（平成二十年法律第 号）第四条、第二十八條、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）」に、「第九十二条中」を「同法第九十三条第一項中」に、「第二百五条第一項」を「同法第一百五條第一項」に改める。

第三十五条中「繰入」を「繰入れ」に、「商法第六百四十三条及び第六百六十三条（損害保険の総則）」を「保険法第九十五条（消滅時効）」に、「第三百三十八條の九」を「同法第三百三十八條の九」に、「第三百三十八條の十中」を「同法第三百三十八條の十中」に、「第三百三十八條の十三第一項中」を「同法第三百三十八條の十三第一項中」に改める。

（漁船乗組員給与と保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 施行日前に成立した漁船乗組員給与と保険事業に係る保険契約及び当該保険契約に係る再保険契約については、なお従前の例による。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十五条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

6 保険法（平成二十年法律第 号）第六條の規定は、責任保険については、適用しない。

第九條の四中「準用する第二十二條第三項又

は第四項」との下に、「同条第六項中「責任保険」とあるのは「責任共済」とを加える。

第十六條の八の次に次の一條を加える。

（第十六條第一項の規定による損害賠償額の支払についての履行期）

第十六條の九 保険会社は、第十六條第一項の規定による損害賠償額の支払の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 保険会社が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険会社は、これにより損害賠償額の支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第十九條中「二年」を「三年」に改める。

第二十條の見出しを「危険に関する重要な事項」に改め、同条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四條」を「保険法第四條」に改め、「事実又は」を削る。

第二十條の二第一項第二号中「商法第六百四十四條」を「保険法第二十八條第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二十一條第一項中「商法第六百四十四條」を「保険法第二十八條第一項」に改め、「将来に向つて」を削り、同条第二項中「危険」を「保険事故（保険法第五條第一項に規定する保険事故をいう。次条第三項において同じ。）」に、

「商法第六百四十五條第二項」を「同法第三十一條第二項第一号」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

第二十二條第三項中「危険が発生し」を「保険事故が発生し」に改める。

第二十三條の見出しを「（保険法の適用）」に改め、同条中「商法第二編第十章第一節第一款」を「保険法第一章、第二章（第五節を除く。）及び第五章」に改める。

第二十三條の三第一項中「第十九條まで、第二十二條及び前條」を「前條まで」に改め、「これらの規定」の下に「（第二十條の二第一項第三号を除く。）」を、「とあり、」の下に「及び」を加え、「読み替へる」を、「第二十條の二第一項第三号中「責任保険の契約の保険期間」とあるのは「責任共済の契約の共済期間」と読み替へる」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の四を次のように改める。

第二十三條の四 削除

第七十三條の次に次の一條を加える。

（第七十二條第一項の規定による損害のてん補についての履行期）

第七十三條の二 政府は、第七十二條第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第七十五條中「二年」を「三年」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六條第一項（同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による損害賠償額の支払、同法第十六條第四項（同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による補償、同法第十七條第一項（同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による仮渡金の支払、同法第十七條第四項（同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用

する場合を含む。）の規定による補償又は同法第七十二条第一項の規定による損害のてん補については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された自動車損害賠償責任保険の契約に係る自動車の運行による事故が施行日以後に発生した場合における保険金の支払の請求については、保険法第九十五条第一項の規定を適用する。

3 前項の規定は、自動車損害賠償責任共済について準用する。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第十七条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「二年」を「三年」に改める。

第十二条中「補償した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に、「権利」を「求償権」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償権の金額から当該不足金額を控除した金額)

第十二条に次の一項を加える。

2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。

一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた金額

二 当該補償契約により補償する補償損失について第七条の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該補償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部

改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に締結された原子力損害賠償補償契約に関する法律第二条の契約については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第十九条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第七号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百五十八号」を「保険法(平成二十年法律第 号)第十四条」に改める。

第二百二条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八号(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)」を「保険法第十四条(損害発生時の通知)、第二十五条(請求権代位)及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)(保険料の返還の制限)」に改める。

第二百二十五条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十一条(超過保険)及び第六百六十一条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

第三百三十七条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十一条及び第六百六十一条」を「保険法第二十四条」に改める。

第三百四十二条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は「又は」において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。

第三百四十六条の二中「会員が」の下に「第二百二条において準用する保険法第二十五条第一項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。

第三百四十七条中「並びに商法第六百六十二条」を削る。

第四百四十七条の七中「若しくは」は「第四百四十七条

の二第二項において準用する第二百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。

第四百四十七条の十二中「若しくは」は「第四百四十七条において準用する商法第六百六十二条」を削り、「商法第六百六十二条若しくは」を「保険法第二十五条第一項若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。

第六百九十六条の十七中「商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八号、第六百六十一条及び第六百六十二条」を「保険法第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に締結された漁業共済事業又は地域共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

(貸金業法の一部改正)

第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の七の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条中「保険金額」を「保険金」に改める。

第十六条の三の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条第一項中「保険金額」を「保険金」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による」を「保険法(平成二十年法律第 号)第三十八条又は第六十七条第一項の」に改める。

(貸金業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第二十三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生死」を「生存又は死亡」に改める。

第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。

第六十三条第五項中「第二編第十章(第六百六十四条(第六百八十三条第一項において準用する場合を含む。))を除く。)(保険)及び」を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約に該当するものに限る。)」を加える。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前に入社した社員が退社した場合における保険業法第三十五条の払戻しを請求する権利の消滅時効については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された保険業法第六十三条第一項の保険契約については、保険法附則第三条から第六条までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、保険法の施行の日から施行する。

平成二十年五月二十三日印刷

平成二十年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P